

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの期間及び40年10月から42年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年3月まで
② 昭和40年10月から42年2月まで

申立期間①については、20歳になる前に、働きながら准看護婦の資格を取得する目的で、叔父の紹介によりA市の個人医院に住み込みで働いていた。国民年金の加入手続は父親が行ってくれていたと思うが、国民年金保険料は病院の近くの郵便局で一括で納付した記憶もある。

申立期間②については、勤務先の病院に女性が国民年金保険料の集金に来て領収用台紙に丸い領収印を押印していた。父親からも年金は大事だと聞かされており、領収印が増えるのが楽しみで支払っており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人はA市において、昭和40年5月ごろ、国民年金の加入手続を行っていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿により、国民年金被保険者資格を20歳となる38年4月にさかのぼって強制で取得していることが確認できる。

申立期間①については、申立人は、「勤務していた病院近くの郵便局で国民年金保険料を納付し、一括して保険料を納付した記憶もある。」と主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和40年5月時点で、一括して保険料を過年度納付することが可能である上、当時から郵便局において過年度納付が可能であったことから、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、申立人は、「勤務先の病院に女性が国民年金保険

料の集金に来て領収用台紙に丸い領収印を押印していた。」と主張しているところ、当時、納税組合による保険料の徴収が行われ、領収用台紙に押印していたことを確認済みであり、申立内容に信憑^{びよう}性が認められる上、申立人が、国民年金の加入年度である申立期間②直前の昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を同年 10 月 29 日に一括納付しながら、その後の申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立人の社会保険庁におけるオンライン記録において、当初、国民年金保険料が未納とされていた昭和 55 年 4 月から 58 年 1 月までの期間について、B 市及び C 市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄において納付の事実が確認できたことから、平成 19 年 9 月に納付記録が訂正されており、行政側の記録管理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、53年4月から54年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和53年4月から54年3月まで
④ 昭和55年1月から同年3月まで

申立期間当時、夫がクラブやスナックを複数経営していて、経営は順調で、資金繰りに困ることもなく、国民年金保険料も前納で納付したり、一括で納付したこともあった。保険料は、近くの金融機関の職員が、毎日集金に来ており、夫は税金や保険料の納付をその行員に依頼していたこともあり、申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人はA市において昭和47年10月ごろに夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳（47年10月5日発行）により、国民年金被保険者資格を36年4月1日にさかのぼって強制で新規に取得していることが確認できる。

また、申立人は、夫婦共に特例納付制度、前納制度及び過年度納付制度を利用し、国民年金保険料を納付しており、申立期間を除き、60歳になるまで保険料を納付済みであることから、夫婦共に年金制度を理解し、納付意識が高かったと認められる。

2 申立期間①については、国民年金に加入後の昭和47年9月28日に、夫

婦共に、申立期間①の直前に当たる昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を過年度納付し、36 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料を特例納付制度で納付していることから、申立期間①を納付しなかったとは考え難い。

- 3 申立期間②については、申立人は、昭和 49 年 4 月 30 日に申立期間②の直前である昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を前納しているところ、50 年 1 月から保険料の改定が行われるのを理解した上で、49 年 12 月までを前納したことが推認できるとともに、50 年 4 月からは保険料が納付済みになっていることを踏まえると、申立期間②は、3 か月と短期間であり、過年度納付の機会も活用せず、未納のままとしていたとは考え難い。
- 4 申立期間③については、その前後の国民年金保険料が納付済みである上、保険料の未納期間が発生しないように、申立期間③の約半年前の昭和 52 年 10 月 5 日に 51 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、申立期間③について保険料を未納のまま放置し、過年度納付の機会も利用しなかったとは考え難い。
- 5 申立期間④については、その前後の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間は 3 か月と短期間であることから、過年度納付の機会を利用しなかったとは考え難い。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 44 年 3 月まで
昭和 47 年 11 月に結婚するまで、給料は全額両親に預けており、両親が国民年金の加入手続を行うとともに、20 歳からの国民年金保険料をまとめて納付してくれたと母親から聞いている。また、平成 4 年 7 月に市役所の国民年金の窓口へ行き確認したところ、申立期間については、保険料がすべて納付されていると説明を受けており、納付を裏付ける資料も市役所から入手しており、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「両親が国民年金の加入手続を行うとともに、20 歳からの国民年金保険料をまとめて納付してくれた。」と主張しており、申立人の所持する国民年金手帳（昭和 45 年 5 月 27 日発行）により、申立人が昭和 45 年 5 月ごろに国民年金に加入し、20 歳となる 42 年 9 月にさかのぼって強制で国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が国民年金に加入した時期及び申立人の両親が保険料を納付したと主張している時期は、第 1 回目の特例納付が行われた時期に当たり、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、「平成 4 年 7 月に市役所の国民年金の窓口へ行き確認したところ、申立期間については、国民年金保険料がすべて納付されている。」と主張しているところ、申立人が A 市から 4 年 7 月に入手した同市の電算記録（旧様式）において、申立期間が納付済みとなっていることが確認できる上、現在の A 市役所の電算記録（新様式）においても、申立期間が納付済みとなっている。A 市では、電算記録の基となった国民年金被保険者名簿（紙台帳）を既に廃棄処分しており、申立人が同年に A 市に国民年金保険料の納付状況を確認していることを踏まえると、当該電算記録を正しい納付記録であると考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

昭和43年2月に会社退職後、結婚が決まっていたので国民年金の加入手続は行わなかったが、47年10月にA市からB町に帰り、その後、母親からの勧めや当時の広報誌で任意加入できることを知って、B町役場で、国民年金の任意加入の手続と同時に国民年金保険料を納付し、年金手帳を受け取っており、申立期間について、保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B町（現在は、C市。以下同じ）の国民年金被保険者カード（紙台帳）及び申立人の所持する国民年金手帳から、昭和48年2月20日に国民年金の加入手続を行い、国民年金被保険者資格を任意で新規に取得していることが確認できる。

また、申立人は、「B町役場で、国民年金の任意加入の手続と同時に国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人が国民年金に加入した時点において、申立期間の保険料を役場で納付することは可能であり、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間以降、国民年金から厚生年金保険の切替手続を適切に行っている上、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることなど、年金制度をよく理解し、納付意欲もあったと認められ、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

加えて、B町では、申立人と同様に昭和48年2月に国民年金に任意加入した10名（申立人を除く。）のうち2名は、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）において、48年2月から同年3月までの国民年金保険料が当初、未納であったが、納付に記録訂正（訂正時期及び訂正理由は不明）されていることが確認でき、行政側の納付記録の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月及び59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年8月
② 昭和59年4月

申立期間①については、国民年金加入中の期間であり、夫婦一緒に地区の年金集金人に国民年金保険料を渡しており、妻は納付済みとなっているのに私だけ保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②については、昭和59年4月分について、60年11月29日に、誤納付として還付されたことで、未加入期間となったものであり、申立期間について未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①前後の月の国民年金保険料が納付済みとなっている上、当時は3か月単位での納付となっていたところ、当時、A村では、納付組織による保険料の集金が行われていたことを確認済みであり、申立人の妻については、申立期間①を含め42年7月から同年9月までの保険料が納付済みであり、申立人が7月分及び9月分の保険料を納付して8月分の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間②については、申立人は、昭和59年4月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同年4月は国民年金加入期間となり、申立人は、4月分の国民年金保険料をいったん納付したが、60年11月29日に還付されたことに伴い、同期間が未加入期間となったものであり、事実と異なる取扱いにより還付手続が行われたことが明らかであり、申立期間②の保険料は納付されていたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの期間、42年4月から43年3月までの期間及び43年4月から44年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで
③ 昭和43年4月から44年12月まで

昭和37年10月に結婚し、これを契機に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していくことを決めた。国民年金の加入手続や保険料の納付は妻の分を含めてすべて自分が行っており、47年にA市の自宅を売却した際に、過去の国民年金の免除期間についても追納している。結婚後の妻と自分の記録はすべて同じと思っており、妻の保険料は納付済みとなっているが、自分の記録に保険料の未納や免除期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人は、「昭和37年10月の結婚を契機に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していくこととし、過去の免除期間については、47年に自宅を売却した際の代金で保険料を追納した。」と主張しているところ、申立人の妻は、B村の紙台帳で、昭和37年11月に国民年金に加入していることが確認できる上、不動産登記簿において、申立人が不動産を売却していた事実を確認済みであり、自宅を売却した47年時点において、当該申立期間の保険料を追納することは可能であることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立期間②については、申立人の妻に係るB村の国民年金被保険者名簿（紙台帳）において、「37.11～47.3 A市にて納付済み」の記載があったことから、申立人の妻は、当初、未納とされていた昭和42年4月から43

年3月までの1年間（申立期間②）について、平成19年11月26日に記録訂正が行われており、行政側の記録管理に不手際が認められ、申立人の妻が申立期間について、納付済みとなっているのに対し、申立人は未納の取扱いとなっているのは不自然である。

さらに、当初、申立人の社会保険庁におけるオンライン記録では、昭和44年4月から同年6月までが追納、44年7月から45年3月までが免除とされていたが、特殊台帳の備考欄に「追納 45. 1～45. 3まで 900円（55. 1.29）」との記載があったことから、追納に係る記録の事務処理に誤りが認められるとして社会保険事務所では、平成20年3月13日に44年4月から同年12月までを免除に、45年1月から同年3月までが納付（追納）に記録を訂正している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年6月まで

昭和42年3月にA市に転入後、隣組の組長さんが国民年金の加入の勧誘にきた。当時、借家に住んでいたため、大家さんに相談したところ、国民年金に任意加入できるという話を聞いて加入することにした。国民年金の加入手続は、詳しく記憶していないが、保険料は隣組の人が集金に来て支払っていた。現在所持している年金手帳にも領収印（検認）が42年4月分から6月分まで押されており、確かに保険料を支払っていたと思う。申立期間について未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、A市において昭和42年7月に国民年金への加入手続を行っていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、国民年金被保険者資格を同年7月に任意で取得していることが確認できる。

一方、申立人は、「昭和42年3月にA市に転入後、任意加入できるという話を聞いて加入し、隣組を通じて国民年金保険料を納付した。」と主張しており、申立人の所持する国民年金手帳の「昭和42年度国民年金印紙検認記録欄」には、申立期間である昭和42年4月から同年6月まで保険料を領収したことを示す同年6月30日付のA市の検認印が押印されており、申立期間当時、申立人が保険料を納付していたことは明らかであり、何らかの事務処理の不手際によって、申立人の国民年金への任意加入の時期が42年7月になったことが推認できる。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日については、申立人の所持する国民年金手帳では、昭和 42 年 7 月 31 日に任意取得となっているのに対して A 市の国民年金収納記録カード（紙台帳）では、同年 7 月 1 日に任意取得となっており、申立人の国民年金の加入記録に齟齬^{そご}があることから、行政側における記録管理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年8月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和45年の春、国民年金に任意加入した義母から、「あなたも是非加入した方がよい。」と言われ、当時住んでいたA市ですぐに任意加入の手続を行い、近くのB支所で国民年金保険料を納付していた。C市に転居した48年4月から、昭和51年度に自治会の集金に変更するまで、送られてきた納付書により市役所で納付していた。

A市で任意加入して以降、国民年金保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間①が未加入、申立期間②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、C市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和49年9月7日に国民年金に任意加入後、同年同月の国民年金保険料を同年10月31日に、また、同年10月から同年12月までの保険料を50年4月30日に納付していることが確認できる上、昭和50年度の保険料を昭和50年7月31日に一括納付していることが確認でき、昭和51年度からは自治会の集金により保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、申立期間②の前後の期間における納付意識の高さが認められることから、申立期間②の3か月分の保険料だけを未納のままとしていたとは考え難い。

2 申立期間①については、申立人は、昭和45年の春に国民年金に任意加入したその義母から勧められて、A市において国民年金に加入したと主張し

ているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の義母が45年4月に5年年金に加入していることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号がC市において払い出されたことが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が国民年金の被保険者資格を49年9月7日に任意で初めて取得したことが確認でき、それ以前にA市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①のうち、A市に居住していた昭和48年3月までの国民年金保険料について、同市のB支所で納付していたと主張しているが、申立期間①当時の同支所において保険料の収納事務を行っていないことが確認でき、保険料納付の具体的な状況が不明である。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄を見ると、昭和49年8月以前の欄には斜線が引かれており、「納付不要」の押印がされている上、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月まで

昭和 62 年 12 月ごろ、社会保険事務所の職員が自宅に来て、「国民年金保険料をこのまま納付しないしていると、無年金者となってしまいます。今、納付できる分と、これから 60 歳になるまでの分をきちんと納付すれば、将来、年金を受け取ることができる。」と説得されたため、妻が、私の国民年金保険料 20 数万円を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人及びその妻が昭和 61 年 3 月ごろに夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、申立人は、申立期間②以降、60 歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している上、その妻は、加入手続後の 61 年 4 月から現在に至るまで、厚生年金保険加入期間を除き、保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったと認められる。

2 申立期間②については、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿に、「長らく未納を続けてきたが、62 年 12 月 14 日、社会保険事務所課長の説得により納付開始。今後未納が発生すると、無年金者になるおそれがある」旨の記載があることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録における申立人の納付状況をみると、

申立期間②直後の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 62 年 12 月 14 日に現年度納付し、さらに、申立期間②直前の 60 年 10 月から同年 12 月までの保険料を 63 年 1 月 11 日に過年度納付していることがそれぞれ確認できる上、申立人が一括納付したと記憶している金額は、申立期間②を含む、60 年 10 月から 62 年 12 月までの保険料の合計額とおおむね一致している。

3 一方、申立期間①については、申立人が国民年金保険料の納付を開始した昭和 62 年 12 月の時点において、納付期限から 2 年を経過していることから、時効により保険料を納付することができなかつたものと推認できる。

また、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月まで

昭和 41 年 10 月ごろ、夫婦で国民年金に加入し、その時にさかのぼれる限度まで過年度納付した。そして 45 年ごろの夏に、国民年金制度発足時までさかのぼって納付できると知り、妻が二人の未納分をすべて一括納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 10 月ごろに夫婦で国民年金に加入したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、41 年 10 月ごろに夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録により、36 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、41 年 10 月 26 日に、その時点で納付可能な限度である 39 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付し、その後厚生年金保険に加入する前の 50 年 6 月までの保険料をすべて納付している上、46 年 1 月から 50 年 6 月までの期間は付加保険料を納付していることから、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする時期は、第 1 回の特例納付が実施されていた時期である上、申立人の次男夫婦は、「母（申立人の妻）から、『私たち夫婦の国民年金保険料について、未納分をすべて一括納付したので未納は無い。』という話を聞いていた。」と証言しており、申立人が、昭和 45 年 7 月に開始した第 1 回の特例納付をすぐに利用して、加入手続時点では時効により納付できなかった分をすべて納付し

たものと推認できる。

なお、申立人の妻も申立期間が未納とされているにもかかわらず申し立てていないことについて、申立人は、「既に亡くなっている妻の分については、申し立てられないと思っていたが、申し立てられるならば、後日申し立てる。」と説明しており、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は、A 市において夫婦で食堂を経営しており、同市在住期間中の国民年金保険料はすべて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和 50 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、当該手続後の国民年金加入期間については、現年度納付、過年度納付及び追納により国民年金保険料を納付する努力をしていたことがうかがえることから、申立人の納付意識は高かったと認められる上、申立期間後の 59 年 9 月から 61 年 3 月までの未納期間について、申立人は、「昭和 59 年 9 月に住所を移した当時は食堂の経営がうまくいかず、保険料を納付できなかった。免除申請してあった 61 年 4 月から 62 年 4 月までの保険料を平成 7 年 1 月に追納した際に、昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月までの保険料も納付しようとしたが、時効により納付できなかった。」と正直に説明しており、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立期間前後が納付済みとなっているとともに、その納付状況を見ると、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人が、申立期間後の昭和 56 年 5 月 7 日に、申立期間直前の 55 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時に申立期間についても過年度納付することが可能である上、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が、申立期間直後の昭和 56 年度から 58 年度

までの保険料を納期限内にすべて納付していることが確認できることを考え合わせると、申立期間の3か月だけを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和39年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年10月中旬まで

昭和39年4月にA社へ入社し、約1か月間の新入社員研修を経て同社C店に配属され、同年10月中旬まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間が同年5月21日に資格喪失となっている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和44年から平成17年まで勤務したD社への入社時に提出された履歴書により、申立人が昭和39年10月にA社を退社したことが確認できる。また、申立人は、同年10月に実施されたE（都道府県名）職員採用試験を同社退社の直前に受験したと主張しているところ、E人事委員会事務局試験室試験課からの回答により、申立人が同年10月4日に実施されたE一般職員（高校卒B）採用試験を受験していたことが確認できることから、申立内容の信憑性は高く、申立人は、少なくとも昭和39年9月30日までは同社に勤務していたと認めることができる。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和39年4月15日から同年5月21日までの約1か月となっているが、同社に申立人と同期入社で同じく新入社員研修（1か月程度）を受けてから各店舗に配属されたと証言している者3名は、いずれも各店舗に配属後も継続して厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、上記3名及び証言は得

られなかったが、申立人と同期入社と考えられる（厚生年金保険の取得日が同時期であり同年代である。）3名の計6名について、厚生年金保険と雇用保険の記録を照合したところ、いずれも被保険者期間が一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、少なくとも昭和39年9月30日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野国民年金 事案 409

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年11月まで
昭和51年6月に会社を退職し、翌月にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、年金手帳は交付されなかったが、国民年金保険料の納付も行っており、申立期間を除き、保険料はすべて納付となっているため、未加入は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の国民年金任意加入者の加入時期から、申立人はA町（現在は、B市。以下同じ）において、昭和52年12月5日に任意でかつ新規に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、このことは、A町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄とも符合している上、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した51年6月以降に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらない。

また、申立人は、「昭和51年6月に会社を退職し、その翌月に国民年金の加入手続きを行い、年金手帳は交付されなかった。」と主張しているが、A町における一連の事務処理手続において、初めての国民年金への任意加入者に対して、年金手帳を交付せずに納付書のみを送付することは不自然であり、さらに、申立人は、51年当時からA町に在住し、住所の変更も無いことから、一度、申立人に国民年金手帳記号番号を払い出した後、再度、その翌年に別の国民年金手帳記号番号を払い出していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から平成3年3月まで
20歳になった際に、祖母に勧められ国民年金に加入することとなったが、当時、学生であったことから祖母が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っており、保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の「番号管理簿及び年金手帳受払簿」により、平成3年2月以降にA町（現在は、B市。以下同じ）に払い出されていることが確認できる上、A町の国民年金被保険者台帳により、国民年金被保険者資格を学生が強制加入となった同年4月1日にさかのぼって強制で取得していることが確認でき、それ以前の学生が任意加入であった時期において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、平成6年4月に厚生年金保険に加入した際のオレンジ色調の手帳及び基礎年金番号導入時の青色調の表紙がある2冊の年金手帳を所持しているが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする祖母から別の年金手帳を渡された記憶は無い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする祖母は既に他界しており、申立人も保険料の納付に直接関与していないことから、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 41 年 4 月まで
勤務していた株式会社を辞めた後、漁業関係の店で働いていたが、この店は自分を含め 2 人しかいなかったため厚生年金保険には加入していなかったと思う。しかし、この当時、店の同僚が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたと思うので、申立期間について、保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A 社会保険事務所の「国民年金手帳番号払出簿」により、平成元年 4 月 17 日に B 村（現在は、C 市。以下同じ）に払い出された国民年金手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、昭和 36 年 4 月 1 日（平成 12 年 3 月 27 日に厚生年金保険の被保険者記録が統合されたことに伴い、国民年金被保険者資格の取得年月日が昭和 38 年 1 月 30 日に訂正）にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、平成元年 4 月の時点において、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号では、時効により、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは制度的にできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする会社の同僚は既に他界し、申立人は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付の実態が不明である上、申立人が申立期間について、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 34 年から会社に住み込みで働いていたが、結婚した 38 年 3 月までは厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入していたはずであり、毎月 100 円を市役所で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和 39 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する国民年金手帳（39 年 12 月 8 日発行）により、申立人が国民年金の被保険者資格を厚生年金保険の被保険者資格喪失日である 39 年 4 月 1 日にさかのぼって新規に取得していることが確認でき、それ以前に旧姓で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料月額について、毎月 100 円を市役所で納付していたと主張しているが、納付済みとなっている昭和 39 年 4 月から 41 年 12 月までの保険料月額も 100 円である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年12月まで

昭和44年に自営業を始めて間もなく、税務署から税務申告についての指導を受け、国民年金保険料が所得控除の対象となり、節税になることを知った。49年に、開業後5年を経て事業が軌道に乗ったので、国民年金の加入手続を行い、まず48年12月以前の保険料を納付してから、その後は納期ごとに納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

なお、私と妻の納付済みとなっている国民年金保険料の総額と確定申告書の所得控除総額に差額があり、昭和48年12月以前の納付分が記録されていないからであると思われる。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦が昭和49年10月ごろにA町において夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、同町の国民年金被保険者名簿及び申立人夫婦が所持する国民年金手帳により、申立人夫婦が国民年金の被保険者資格を49年1月1日にさかのぼって取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和49年に国民年金に加入後、まず48年12月以前の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A町の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録欄を見ると、49年1月から同年3月までの保険料を50年4月18日に過年度納付した後、昭和49年度の保険料を3か月分ずつ過年度納付していることは確認できるものの、昭和48年4月から同年12月までの欄

には斜線が引かれている。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和 49 年 10 月の時点において、申立期間のうち、44 年 2 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、時効により納付することができず、申立人に特例納付制度を利用した記憶も無い。

その上、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 2 月及び同年 3 月については、その妻が厚生年金保険の被保険者であることから国民年金の任意加入期間に当たるため、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人夫婦は、昭和 49 年 1 月以降の全納付済期間の国民年金保険料総額と、同期間分の確定申告書の所得控除総額に差額があることをもって、48 年 12 月以前の納付分があると主張しているが、48 年 12 月以前の分を上乗せして納付し正しく所得控除申告をしていれば、所得控除総額が保険料総額を上回るべきところ、所得控除総額の方が下回っていることから、その主張は理解しがたい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年12月まで

昭和44年に自営業を始めて間もなく、税務署から税務申告についての指導を受け、国民年金保険料が所得控除の対象となり、節税になることを知った。49年に、開業後5年を経て事業が軌道に乗ったので、国民年金の加入手続を行い、まず48年12月以前の保険料を納付してから、その後は納期ごとに納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

なお、私と夫の納付済みとなっている国民年金保険料の総額と確定申告書の所得控除総額に差額があり、昭和48年12月以前の納付分が記録されていないからであると思われる。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦が昭和49年10月ごろにA町において夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、同町の国民年金被保険者名簿及び申立人夫婦が所持する国民年金手帳により、申立人夫婦が国民年金の被保険者資格を49年1月1日にさかのぼって取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和49年に国民年金に加入後、まず48年12月以前の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A町の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録欄を見ると、49年1月から同年3月までの保険料を50年4月18日に過年度納付した後、昭和49年度の保険料を3か月分ずつ過年度納付していることは確認できるものの、昭和48年4月から同年12月までの欄

には斜線が引かれている。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和 49 年 10 月の時点において、申立期間のうち、44 年 4 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、時効により納付することができず、申立人に特例納付制度を利用した記憶も無い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人夫婦は、昭和 49 年 1 月以降の全納付済期間の国民年金保険料総額と、同期間分の確定申告書の所得控除総額に差額があることをもって、48 年 12 月以前の納付分があると主張しているが、48 年 12 月以前の分を上乗せして納付し正しく所得控除申告をしていれば、所得控除総額が保険料総額を上回るべきところ、所得控除総額の方が下回っていることから、その主張は理解しがたい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 16 日まで

平成 17 年に社会保険事務所で年金請求手続きをしたときに、A社に勤務した期間について、脱退手当金が支給されていることになっている日や金額を聞いたが、請求したり受け取ったりした記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を取り消してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性 20 名のうち、脱退手当金の支給記録がある 4 名は、いずれも資格喪失日の約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、証言を得ることができた 2 名（うち、1 名は経理事務担当者）は、いずれも、「脱退手当金は会社の方で手続きをしてくれて受け取った。」と証言をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び上記支給記録がある 4 名はいずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」押印があり、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 10 月 22 日に脱退手当金の支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から34年5月26日まで

A社に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給済みのため被保険者資格期間にはならない旨の回答があった。

脱退手当金をもらった覚えは無いので、支給記録を取り消し、申立期間を厚生年金保険の被保険者資格期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票において申立人の資格喪失日前後に資格を喪失している女性67名のうち、43名に脱退手当金の支給記録があり、このうち29名は、厚生年金保険資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者もあり、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われていたものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社の資格喪失日から約5か月後の昭和34年10月16日に脱退手当金の支給決定が行われている上、社会保険庁が保管する被保険者台帳には、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対して、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から31年1月27日まで

勤務年数に比較して年金額が少ないのではないかと思い、社会保険事務所で確認したところ、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。脱退手当金の支給申請をした覚えは無い、受け取ってもいないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、昭和36年10月1日に全喪している上、元事業主及び申立期間当時に事務担当者であった者は既に他界しており、当時の事情を聴取できる元同僚もいないことから、当該事業所において退職時に脱退手当金についてどのような取扱いを行っていたかについては不明である。

また、申立人の被保険者台帳の「保険給付」欄には、脱退手当金支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 19 日から 34 年 8 月 12 日まで
平成 19 年 9 月に厚生年金保険被保険者加入期間の照会を行ったところ、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。退社後すぐに転居して連絡先を会社には伝えていなかったため、会社から脱退手当金についての連絡が来たことは無く、自分から連絡や手続をしたことも無い。絶対に脱退手当金をもらっていないので、脱退手当金を支給とされた期間について厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性 20 名のうち、14 名に脱退手当金の支給記録がある上、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者もあり、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われていたものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱B(社会保険事務所名)」の押印が記されているほか、社会保険庁が保管する被保険者台帳には、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対して、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から34年9月1日まで
平成7年11月に社会保険事務所へ行ったときに脱退手当金が支給されていることを知ったが、当時は脱退手当金についての知識は無く、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、脱退手当金が支給されているとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性30名のうち、20名に脱退手当金の支給記録があり、このうち12名は、厚生年金保険資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われており、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても当該事業所から退職時に脱退手当金に係る説明は無く、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 20 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 15 年 4 月に A 社 B 工場に入社し、軍部の命令で 19 年 12 月に A 社 B 工場の C 部門を吸収合併した D 社 E 製作所に異動し、継続勤務していた。

申立期間②については、D 社 E 製作所は終戦後の昭和 20 年 8 月末に工場が閉鎖されたため退職となった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D 社 E 製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該事業所が適用事業所となった昭和 19 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得した者から 155 名を抽出し、A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿と突合した結果、両事業所での被保険者記録が確認できた 44 名は、いずれも申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格を昭和 19 年 11 月 30 日に A 社 B 工場で喪失し、同年 12 月 1 日に D 社 E 製作所で再取得している。

2 申立期間②については、申立人は、昭和 20 年 8 月末に D 社 E 製作所の工場が閉鎖されるまで勤務していたと主張しているが、紙台帳である厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳とも申立人の D 社 E 製作所での資格喪失日は昭和 20 年 8 月 31 日と記載され、電算記録とも一致しており、被保険者資格の喪失日に記録上の齟齬は認められない。

3 申立期間①及び②について、A 社 B 工場及び D 社 E 製作所は既に全喪しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在が不明

である上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。